

# 地域包括ケア推進に係る会議体の見直しについて

県では、地域包括ケア体制を構築するため、平成27年度から「地域包括ケア推進協議会」を設置・運営していましたが、機動的・柔軟な審議を通じて地域包括ケア体制の深化・推進を図るため、同協議会を令和6年度末に廃止するとともに、新たに「地域包括ケア推進会議」を設置しました。

## 地域包括ケア推進協議会（H27～R6）

- 目的  
地域包括ケア体制の構築
- 構成  
役員 ... 県知事、県医師会長、県社協会長  
幹事会 ... **15**団体の代表（会長・副会長等）  
委員会 ... **6**つの専門委員会  
構成団体... **49**団体
- 主な役割  
関係機関・団体間の連携に向けた協議  
地域包括ケアアクションプランの策定



## 地域包括ケア推進会議（R7～）

- 目的  
地域包括ケアの深化・推進
- 構成  
有識者**10**名  
※介護予防、地域支え合い、認知症など  
各分野の専門会議の代表者と市町村代表等で構成
- 主な役割  
専門会議間の情報交換  
専門的な見地からのアドバイス



見直しのポイント

- ①既存の各分野専門会議の活用 ②市町村代表の参画 ③少人数による機動性の確保